

## 審査事務規程の一部改正について（第 13 次改正）

### 1. 改正概要

#### （1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定します。[7-60]
- ② 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正に伴う改正
  - 審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化することとします。[4-7、4-12]
- ③ 第 8 章の構成の見直し等
  - 審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第 8 章を適用して審査するという規定の構成になっているところ。このため、第 8 章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残すこととします。[第 8 章]
  - 検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除します。[全体]
- ④ 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
  - 別添 2 中の附則の構成を見直します。
  - 提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更します。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定します。
  - 細目告示別添 114 対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外します。
- ⑤ 特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定します。[4-16]
- ⑥ 並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の 2 種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更します。[別添 3]
- ⑦ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### （2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年 7 月 19 日国土交通省令第 46 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 10 日国土交通省告示第 906 号）

### 3. 施行日

平成 29 年 10 月 10 日